

# 石川県公報

令和5年12月26日

第13670号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○保安林の指定予定（森林管理課）	1
○石川県資源管理方針の一部変更（水産課）	1
○令和6管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）（同）	3
公 告	
○特定調達契約に係る入札公告（医療対策課）	4
○利用権の設定に関する裁定申請の公告（農業経営戦略課）	6
○農用地利用集積等促進計画の認可公告（同）	7
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告（農業基盤課）	7
○公共測量実施公告（監理課）	8
公安委員会	
○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の一部改正	8

## 告 示

### 石川県告示第485号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和5年12月26日

石川県知事 馳 浩

- 保安林予定森林の所在場所  
鹿島郡中能登町西元飯川壱〇五31、35
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 石川県告示第486号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、石川県資源管理方針（令和2年石川県告示第396号）の一部を次のように変更した。

令和5年12月26日

石川県知事 馳 浩

変更した箇所	変更後の内容
第1 1 漁業の状況	本県の海面漁業は、令和3年の生産量で約4.6万トン、生産額は約132億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約2.4千人であり、能登地方

	<p>をはじめとする本県の多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p>				
<p>第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p>	<p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 さんま」から「別紙 1-10 うるめいわし対馬暖流系群」までに、それぞれ定めるものとする。</p>				
<p>(別紙 1-1 さんま) 第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>	<p>石川県知事管理漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="513 660 1410 781"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁獲努力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。）</td> <td>63（単位：免許統数）</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁獲努力量	定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。）	63（単位：免許統数）
漁業の種類	漁獲努力量				
定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。）	63（単位：免許統数）				
<p>(別紙 1-3 まいわし対馬暖流系群) 第 3 2 県の留保</p>	<p>知事は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して必要と認められる数量を留保するものとし、大臣管理区分や他の都道府県との間の融通等において必要となる数量もここに含めることができる。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、まいわしの回遊状況等を踏まえ、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。</p> <p>ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の 8 割を超えた場合は、当該管理区分に対して、あらかじめ石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を、県の留保から配分することができることとする。</p>				
<p>(別紙 1-9 かたくちいわし対馬暖流系群)</p>	<p>第 1 特定水産資源 かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下「かたくちいわし」という。）</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 石川県知事管理漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 ②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域</p> <p>② 対象とする漁業 石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）</p> <p>③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を石川県知事管理漁業区分に配分する。</p> <p>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 かたくちいわしのうち、しらす（かたくちいわしのうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。</p>				

(別紙 1-10 うるめいわし対馬暖流系群)	第 5 その他資源管理に関する重要事項 資源管理基本方針の本則の第 1 の 2(5)に定めるステップアップ管理を行う。
	第 1 特定水産資源 うるめいわし対馬暖流系群（以下「うるめいわし」という。） 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 石川県知事管理漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ① 水域 ②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域 ② 対象とする漁業 石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。） ③ 漁獲可能期間 周年 (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を石川県知事管理漁業区分に配分する。 第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 該当なし 第 5 その他資源管理に関する重要事項 資源管理基本方針の本則の第 1 の 2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

**石川県告示第487号**

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度（令和6年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。以下同じ。）における数量を次のように定めた。

令和5年12月26日

石川県知事 馳 浩

さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量  
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	現行水準

第2 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量  
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	現行水準

## 第3 まいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量  
40,900トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県中型まき網漁業	6,000トン
石川県その他漁業(定置漁業等)	18,000トン

## 第4 かたくちいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量  
77,000トンの内数
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	77,000トンの内数

## 第5 うるめいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量  
44,000トンの内数
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	44,000トンの内数

## 公 告

## 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和5年12月26日

石川県知事 馳 浩

## 1 調達内容

- (1) 調達役務の名称及び数量  
石川県立中央病院清掃等業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所  
石川県立中央病院等
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (3) 令和5年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和5年石川県告示第141号)に基づき、競争入札参加者資格の審査においてAの等級に格付された者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)の規定に基づき都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営む者であること。
- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達役務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (5) 本件調達役務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (6) 受託責任者との連絡体制が完備されており、かつ、受託責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃等に着手できる者であること。
- (7) 受託責任者、清掃責任者、清掃点検班長を各々専任で1名ずつ配置できる者であること。
- (8) 日常清掃業務を自ら実施できる者であること。
- (9) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。)において令和3年1月1日以後、12か月以上継続して施設清掃の実績があることを証明した者であること。
- (10) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15で定める清掃の業務を適正に行う能力のある者の基準に適合している者であること。

なお、受託責任者は必要な知識を有し、実務経験が6年以上(うち医療機関の清掃業務についての実務経験が3年以上)あり、かつ、病院清掃受託責任者講習を修了した者であること。

- (11) 政令第167条の5の2の規定により、知事が定める資格を有する者であること。
- (12) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。
- (13) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定を受けた者であること。
- (14) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

### 3 入札参加資格確認申請書の提出期限及び場所

入札者は、1(1)の調達役務について入札参加資格確認申請書に2(3)及び(6)から(13)までの資格を証明できる書類を添付して、令和6年1月23日(火)午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地  
石川県立中央病院管理局用度課施設係  
電話番号 076-238-7858

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札説明会

実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により令和6年1月30日(火)午後5時までに(1)の場所に必着するよう提出すること。

## (4) 入札書の受領期限

令和6年2月6日(火) 午前10時(郵送の場合は、書留郵便とし、前日正午必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

## (5) 開札の日時及び場所

令和6年2月6日(火) 午前10時

石川県立中央病院3階管理局会議室3

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

## (3) 入札参加者資格審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに入札参加者資格の審査を受けなければならない。ただし、既に競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りでない。

## (4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であって、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (7) 手続における交渉の有無

無

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

## (1) Nature of services required

Cleaning of the Ishikawa Prefectural Central Hospital's main buildings

## (2) Contractual period

From 1 April 2024 through 31 March 2025

## (3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Central Hospital

## (4) Inquiry section regarding notice of tender

Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital

2-1 kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530 Japan

TEL 076-238-7858

## (5) Time limit of tender

10:00 a.m. 6 February 2024

## 利用権の設定に関する裁定申請の公告

農地中間管理機構である公益財団法人いしかわ農業総合支援機構から、農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があった。

令和5年12月26日

石川県知事 馳 浩

## 1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	所有者等の情報
白山市福増町402番1	田	254	亡 藤井 澄雄 配偶者、子は相続放棄
白山市福増町405番1	田	226	亡 藤井 澄雄 配偶者、子は相続放棄

- 農地の利用の現況  
遊休農地のおそれのある農地
- 利用計画の内容の詳細  
水田として利用
- 希望する権利の始期等

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年4月1日	5年	4,800円(960円/年×5年)

- その他参考となる事項  
特になし

#### 農用地利用集積等促進計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和5年12月26日

石川県知事 馳 浩

#### 1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人 佐智豊拓	羽咋市	羽咋市南潟町161ほか1筆
柏田 一夫	小松市	小松市能美町ソ96番3ほか1筆
加納 善行	加賀市	加賀市加茂町45ほか14筆
日向 欣也	能美郡川北町	能美郡川北町三反田1ほか6筆
村本 知三	金沢市	金沢市普正寺町2の35
舘田 健太郎	金沢市	金沢市大浦町ル62-1

- 認可年月日  
令和5年12月26日

#### 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和5年12月27日から令和6年1月31日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年12月26日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	阿岸地区	県営土地改良事業 計画書の写し	輪島市門前総合支所地域整備課
老朽ため池整備事業 (防災対策型)	狩鹿野第3地区	県営土地改良事業 計画書の写し	かほく市産業建設部農林水産課

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年12月26日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (用地測量)	令和5年12月18日から 令和6年2月29日まで	輪島市横地町及び市ノ瀬町

## 公安委員会

#### 石川県公安委員会告示第154号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等(令和3年石川県公安委員会告示第32号)の一部を次のように改正し、令和6年1月4日から施行する。

令和5年12月26日

石川県公安委員会

申請等の表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)の項の次に次のように加える。

古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)	第14条の2	仮設店舗における営業の届出(古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。)
------------------------------	--------	---